# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

「神戸市水道条例施行規程」 の一部改正について

意見募集期間

令和5年2月10日~令和5年3月13日

問い合わせ先 神戸市水道局配水課

電話078-341-5606

# 1 意見募集期間

令和5年2月10日(金)~令和5年3月13日(月)

### 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1)郵送による提出 〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 神戸市水道局配水課 意見募集宛
- (2) ファクシミリ による提出(078)341-2800 神戸市水道局配水課 意見募集宛
- (3) 電子メールによる提出 アドレス: tarumi\_denshi@office.city.kobe.lg.jp 件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウィルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力して
- (4) 持参による提出 〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 神戸市水道局配水課 中部庁舎3階 平日 8時45分~12時、13時~17時30分までの間

#### 3 注意事項

ください。

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市水道条例施行規程の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に 対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年3月下旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

## 4 個人情報の取扱いについて

- (1) いただいたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を 害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公 開条例第 10 条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表いた します。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、いただいたご意見・情報の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

# 神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程(案)の概要

#### 1. 趣旨

現在、給水装置工事の申込みを行うときは、神戸市水道条例施行規程で定める「給水装置工事申請書兼設計書(第11号様式)」の提出が必要ですが、申請者の利便性向上や、行政運営のペーパーレス化・効率化の推進に柔軟に対応できるよう、第11号様式は、給水装置工事施行基準に記載します。

#### 2. 施行予定日

令和5年4月1日

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

改正前

神戸市水道管理規程第 号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程(昭和39年4月水道管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

, v•	Z
(指定給水装置工事事業者が工事を	(指定給水装置工事事業者が工事を
行う場合)	行う場合)
第 15 条 条例第 21 条第 3 項の規定に	第 15 条 条例第 21 条第 3 項の規定に
より指定給水装置工事事業者が工事	より指定給水装置工事事業者が工事
を行うときは、管理者が別に定める	を行うときは、管理者が別に定める
場合を除き、 <u>管理者が別に定める</u> 給	場合を除き、給水装置工事申請書兼
水装置工事申請書兼設計書を提出し	設計書 <u>(第 11 号様式)</u> を提出しなけ
なければならない。	ればならない。

第11号様式を次のように改める。

改正後

#### 第11号様式 削除

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。